

# 監査報告書

令和4年5月25日

学校法人 国立音楽大学  
理事会 御中  
評議員会 御中

学校法人 国立音楽大学

監事 遠藤正敏

監事 後藤修

私たちは、私立学校法第37条第3項に基づく監査報告を行うため、学校法人国立音楽大学の寄附行為第35条第1項の規定に従い、学校法人国立音楽大学の令和3年度(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)の学校法人の業務又は財産又は理事の業務執行の状況について監査を行った。

私たちは監査にあたり、理事会及び評議員会に出席するほか、私たちが必要と認めた監査手続を実施した。

監査の結果、学校法人の業務又は財産又は理事の業務執行に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実のないことを認める。

以上